

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第46号**

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（用品の範囲）</p> <p>第1条 <u>鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）別表の1の項の第2欄の規則で定める用品は、次に掲げるとおりとする。</u> ただし、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所に係るものを除く。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 略</p> <p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 <u>条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>部又は機関のうち管財課、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに管財課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する地方機関の賃借料、燃料費及び維持管理経費の支払に関する事務</u></p> <p>（3）～（8） 略</p>	<p>（用品の範囲）</p> <p>第1条 <u>鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例（昭和39年鳥取県条例第26号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品の範囲を次のとおり定める。</u> ただし、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所に係るものを除く。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 略</p> <p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 <u>条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</u></p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>管財課が保管する自動車（軽自動車を除く。）の購入費、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する管財課に所属する運転士に支給する旅費の支払に関する事務</u></p> <p>（3）～（8） 略</p>

(9) 部又は機関におけるパーソナルコンピュータ の賃借料に要する経費の支払に関する事務	
-------------------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、平成19年度分の予算から適用する。